

福島県薬事審議会委員公募のお知らせ

【公募の趣旨】

福島県では、薬事に関する重要事項を調査審議するため「福島県薬事審議会」（以下「審議会」という。）を設置しています。

審議会では、県民の皆様から幅広い御意見をいただき、県の薬事行政に反映させるため、委員の一部を県民の皆様から公募いたします。

【審議会の概要】

1 審議内容

本県の薬事に関すること。

2 委員構成

薬事関係団体の代表者及び学識経験者（１５名程度）

3 任期

委嘱の日から２年間（令和７年１２月頃の委嘱を予定）

4 開催回数

年１回程度（今年度は令和８年１月以降の開催を予定）

5 報酬等

審議会に出席した場合、福島県が定める報償費（１回につき9,000円）及び旅費（福島県旅費条例に定める旅費）をお支払いいたします。

【応募要領】

1 公募定員

１名

2 応募資格

次の全ての要件を満たす方。ただし議員（国会議員、地方公共団体の議会の議員）及び公務員の方は除きます。

- (1) 県内に居住する満２０歳以上（令和７年４月１日現在）で薬事に関心のある方
- (2) 年１回程度、平日に福島市において開催される審議会に出席できる方

3 募集期間

令和７年９月１７日（水）から令和７年１０月１５日（水）まで

4 応募方法

次の書類を下記応募先まで、持参、郵送又は電子メールにより御提出ください。
なお、提出された書類は返却しませんので、あらかじめ御了承ください。

- (1) 応募申込書兼履歴書（第1号様式）
- (2) 作文（意見・提言等800字以内、氏名記入、様式自由、パソコン入力可）
テーマ「地域の薬剤師に期待すること」

5 応募受付

- (1) 持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く。）の午前9時から午後5時までです。土曜日、日曜日及び祝日は閉庁のため受付できません。
- (2) 郵送により提出する場合は、封筒余白に「審議会委員公募」と朱書きしてください。令和7年10月15日（水）の消印のあるものまでを有効とします。
- (3) 電子メールにより提出する場合は、件名を「【応募】福島県薬事審議会委員」とし、電子メールを送信した後に、その旨を電話にて御連絡ください。令和7年10月15日（水）午後5時までに受信したメールを有効とします。

6 選考方法

選考は、提出書類及び面接により行います。

提出書類により1次選考を行い、1次選考を通過した方については、面接により2次選考を行います。2次選考に関する日時、会場等については、1次選考の結果通知の中で、1次選考通過者に対してのみお知らせします。

7 最終選考結果の通知

最終選考結果は、令和7年11月頃に郵送又は電子メールにより、応募者本人に通知します。

8 留意事項

応募にあたって要する費用（郵送代、面接に要する交通費等）は支給しませんので、あらかじめ御了承ください。

9 応募先及びお問い合わせ先

福島県保健福祉部薬務課（薬事・温泉担当）
〒960-8670 福島市杉妻町2-16 西庁舎6階
電話 024-521-7232
メールアドレス yakumu@pref.fukushima.lg.jp